

障 発 0 1 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 1 月 2 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）の別表第 5 号「身体障害者障害程度等級表」の解説については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 1 5 年 1 月 1 0 日障発第 0 1 1 0 0 0 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により取り扱っているところであるが、今般、別紙のとおり同通知の一部を改正し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺憾なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに申請のあったものについては、従前の取扱いのとおりとする。ただし、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までに身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項に規定する医師の診断書及び同条第 3 項に規定する意見書が作成された場合であって、同年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までに申請のあったものについては、同年 3 月 3 1 日までに申請があったものとみなし、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

改正後	現行
身体障害認定基準 第1 (略) 第2 個別事項 一～三 (略) 四 肢体不自由 1 総括的解説 (1)～(5) (略) (6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。</u> (7) 略 2 各項解説 (1) 略 (2) 下肢不自由 ア (略) イ 股関節の機能障害 (ア) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が10度以下のもの	身体障害認定基準 第1 (略) 第2 個別事項 一～三 (略) 四 肢体不自由 1 総括的解説 (1)～(5) (略) (6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。<u>ただし、人工骨頭又は人工関節については、2の各項解説に定めるところによる。</u> (7) 略 2 各項解説 (1) 略 (2) 下肢不自由 ア (略) イ 股関節の機能障害 (ア) 「全廃」(4級)の具体的な例は次のとおりである。 a 各方向の可動域(伸展←→屈曲、外転←→内転等連続した可動域)が10度以下のもの

改正後	現行
b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>(削除)</u> (イ)～(ウ) (略) ウ 膝関節の機能障害 (ア) 「全廃」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 10 度以下のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>(削除)</u> <u>c 高度の動揺関節、高度の変形</u> (イ)～(ウ) (略) エ 足関節の機能障害 (ア) 「全廃」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 5 度以内のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>(削除)</u> <u>c 高度の動揺関節、高度の変形</u> (イ) (略) オ (略) (3)～(4) (略)	b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>c 股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> (イ)～(ウ) (略) ウ 膝関節の機能障害 (ア) 「全廃」(4 級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 10 度以下のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>c 膝関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> <u>d 高度の動揺関節</u> (イ)～(ウ) (略) エ 足関節の機能障害 (ア) 「全廃」(5 級)の具体的な例は次のとおりである。 a 関節可動域 5 度以内のもの b 徒手筋力テストで 2 以下のもの <u>c 足関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの</u> <u>d 高度の動揺関節</u> (イ) (略) オ (略) (3)～(4) (略)

改正後	現行
五 内臓の機能障害 1 心臓機能障害 (1) 18歳以上の者の場合 ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) (略) (イ) <u>ペースメーカを植え込み、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u> イ 等級表3級に該当する障害は<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>(ア) アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返す必要としているもの</u> <u>(イ) ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの</u> ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。 (ア) ～ (イ) (略) <u>(ウ) ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</u> (2) (略) 3～7 (略) 六 (略)	五 内臓の機能障害 1 心臓機能障害 (1) 18歳以上の者の場合 ア 等級表1級に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) (略) (イ) <u>人工ペースメーカを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの</u> イ 等級表3級に該当する障害は、<u>アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返す必要としているものをいう。</u> ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。 (ア) ～ (イ) (略) (2) (略) 3～7 (略) 六 (略)